

熊本地震における栄養・食生活支援活動を通して

○二川香織 相馬宏敏（日南保健所） 安井瑞穂（中央保健所） 野口博美（都城保健所）
永山紀子（小林保健所） 本武明子（日向保健所） 飯干麻子（延岡保健所）
押川裕衣（健康増進課） 甲斐栄里佳（延岡病院）

1. はじめに

災害時は、通常に比べ食事の量や質が低下することから、栄養状態や慢性疾患の病状の悪化を最小限にとどめるためにも、被災者への栄養・食生活支援が重要となる。

平成28年4月に発生した熊本地震では、初めて本県の管理栄養士が公衆衛生従事者の一員として派遣され、阿蘇市及び嘉島町で支援活動に従事した。今回の活動を振り返り、今後の課題について検証したので報告する。

2. 派遣の概要

本県管理栄養士は、先に活動を開始していた保健師チームに1名ずつ帯同する形で、5月3日から5月31日まで6名が派遣活動に従事した。現地では、4月下旬から派遣されている他自治体の管理栄養士が複数の避難所を対象に栄養・食生活支援を行うための栄養士チームとしてすでに活動開始しており、本県管理栄養士もそれに加わった。

3. 支援活動

（1）食事アセスメントと支援物資の活用支援

当初避難所では、炭水化物に偏った食事が提供されており、災害拠点病院の医師からは、避難所から搬送される高齢者の栄養状態が悪いことが指摘された。避難所の食事アセスメントを行った結果、厚生労働省の基準¹⁾に比べ、エネルギーやたんぱく質が不足し、特にビタミン・ミネラルの不足が顕著な状況であった。

この結果を受け、支援を優先すべき対象者を「避難所の食事を1日3食摂る者」と定め、避難所の支援物資を活用した支援を実施した。避難所には栄養改善に活用できる食品が未使用のまま山積みされており、有効に活用されていない状況であった。そのため、避難所運営担当者に対しこれらの食品の追加提供に関する情報提供（ポスター作成）を行うとともに、追加提供する食品を人数分セットし状況の改善を図った。

（2）個別支援

避難所巡回では、保健師や避難所運営担当者等との情報共有により要支援者を把握し、個別の栄養相談を行った。相談事例は、食物アレルギー、貧血、離乳食、高齢者、誤嚥性肺炎の既往のある人など様々であったが、必要に応じ、栄養補助食品や要支援者用食品の配布を行った。また、糖尿病等の慢性疾患に対しては、巡回する医療チームとの連携を図り、食事量の管理を行うとともに、被災自治体職員への申し送りを行った。

（3）食の自立支援

中長期的視点に立つと、避難者に対して食の自立を促す必要があること、派遣活動終了後も被災自治体栄養士が継続的に避難所の食環境整備・個別支援等が行えるような支援が

必要であることから、被災自治体栄養士と協同で、不足している栄養素と摂取すべき食品の媒体を作成し、避難所のレイアウトや物資提供方法、要支援者リストとその経過記録票等をまとめたファイルを避難所毎に作成し、引き継ぎを実施した。

4. 考察

被災者の健康を維持し長期的な栄養欠乏を防ぐためには、避難所の食事改善が重要であり、食事アセスメントにより客観的に栄養課題を示すことは、被災自治体と連携し円滑に食事改善を進めるために有益であると感じた。また、個別栄養サポートでは、対象を的確に把握するために他職種との連携が重要であると考えた。特に、慢性疾患や口腔等の状態に対応した食事の調整等は、低栄養や重症化予防に対するコメディカルとしての役割を強く感じた。

他自治体の派遣管理栄養士との協同については、役割分担の明確化や情報共有を図ることで避難所の一体的な支援活動が可能になるとともに、被災自治体栄養士（県・市町）と効率的な連携につながった。同時に、現地での活動は、受援側の体制を十分に考慮しなければ、被災自治体栄養士の負担となってしまうため、現地の体制を見極め臨機応変に対応する必要性を改めて実感した。

一方、本県において災害が発生した場合に、平時から整備すべきと感じたことは、まず、災害対応の第一線となる市町村の防災計画において、管理栄養士の栄養改善活動に関する役割を明確化し、避難者の栄養管理の重要性について組織としてコンセンサスを図っておくことである。これにより、被災後早期の栄養・食生活支援活動が可能となる。特に、管理栄養士と食料調達担当部署の連携による食事の提供については、平成29年2月に改正された厚生労働省防災業務計画の中でも新たに示されており³⁾、備蓄食品の確保や、適切な配食計画の検討等、重要な活動を進めることにもつながる。また、派遣者による効率的な支援を展開するために、平時から、自治体派遣管理栄養士と栄養士会災害派遣支援チーム等との連携や役割分担を明確化しておく必要がある。さらに、家庭での食品備蓄の必要性について住民に周知しておくことが、被災直後から適切な栄養状態を保つ手助けにもなると考える。

5. おわりに

本県における災害時の管理栄養士の対応については、宮崎県保健所栄養士業務指針²⁾の一部に示されているが、前述した様々な気付きを基に、今後、支援側と受援側それぞれの立場における活動をマニュアルとして整備していく必要がある。その際、災害時の対応は市町村が第一線となるため、市町村管理栄養士へもマニュアルの浸透が図られるよう、マニュアルの共同作成や、保健所単位での体制整備を行っていく必要がある。

〈参考文献〉

- 1) 厚生労働省：避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量について、2011
- 2) 宮崎県福祉保健部：宮崎県保健所栄養士業務指針、2015
- 3) 厚生労働省：厚生労働省防災業務計画の修正について、2017